

住宅改修費(受領委任払)の支給申請手続きについて

要介護認定者または
要支援認定者

相談

理由書作成

ケアマネジャー、
住環境コーディネーター2級以上
保持者等

申請1回目

住宅改修費の支給のための事前申請

- ・以下の支給申請書等を市役所1F介護保険課へ提出してください。工事内容については受付後に審査します。
- ・詳しい相談が必要な場合には電話 046-260-5168 で予約をしてから来庁してください。
- ・申請書受付後に、追加の資料提出や、修正の為の書類の引き取り等をお願いする場合があります。

<提出書類>

- ☐ 介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費支給申請書
- ☐ 大和市介護保険住宅改修費受領委任払申請書
- ☐ 住宅改修が必要な理由書(住環境コーディネーターが作成した場合は資格証の写しを添付)
- ☐ 工事費見積書(材料費と施工費は分け、なるべく細かく記載してください。)
※使用する材料はメーカーと品番を記載してください。
- ☐ 住宅の所有者の承諾書(住宅改修を行う住宅の所有者が異なる場合)
- ☐ 住宅改修前と完成後(予定)の状態がわかるもの(改修前写真(写真は写真内に日付のあるもの)に完成予定の図を書き加えたもの、又は現状写真といっしょに完成前と後の図面を添付)

※市の「着工許可」なく工事をした場合は、介護給付の対象外となります。

着工許可

事前申請受付後、不備等ない場合には
10開庁日程度を目安に発送(予定)

※事前申請後、工事内容に変更が生じた場合は再度申請(変更申請)が必要です。

- ☐ 大和市介護保険住宅改修費受領委任払変更・中止承認申請書

工事施工し、完成。
利用者は工事施工業者へ工事費を支払い、領収書を受け取る

申請2回目

住宅改修費の請求

- ・工事終了後、領収書等を市役所1F介護保険課へ提出し、住宅改修費を請求する。

<提出書類>

- ☐ 事前申請受付印のある申請書の写し
- ☐ 領収書(工事費見積書合計額と同額のもの)
※コピー不可。原本を提出してください。
- ☐ 住宅改修の完成後の状態を確認できる書類
(トイレ、浴室等の箇所ごとの改修前・改修後、それぞれの写真とし、写真内に日付のあるもの)
- ☐ 本人確認書類の写し
※請求書の被保険者(相続人)の身分証明書(介護保険被保険者証の写し)を提出してください。

決定通知後、請求書に記載された口座へ入金 (月末請求分までを翌々月中旬までに入金予定)

【問合せ先】 大和市介護保険課 給付係 電話046-260-5168